

第4章 分野別方針

本章では、都市空間のビジョンを実現するために必要な取組方針を、「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5分野に加え、「暮らしを支える各種施設に関する方針」といった都市空間の形成において重要となる項目ごとに整理します。

第4章 分野別方針

「まちづくりの主要テーマ（第3章）」の実現や持続可能なまちづくりを進めるために必要な、都市空間の形成に関する取組方針を分野別に整理します。

なお、記載する分野については、都市空間を構成する上で重要と考えられる「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5つの分野に加え、持続可能な都市空間の実現を図るという視点から、市民の生活において重要な役割を担う「暮らしを支える各種施設に関する方針」について記載します。

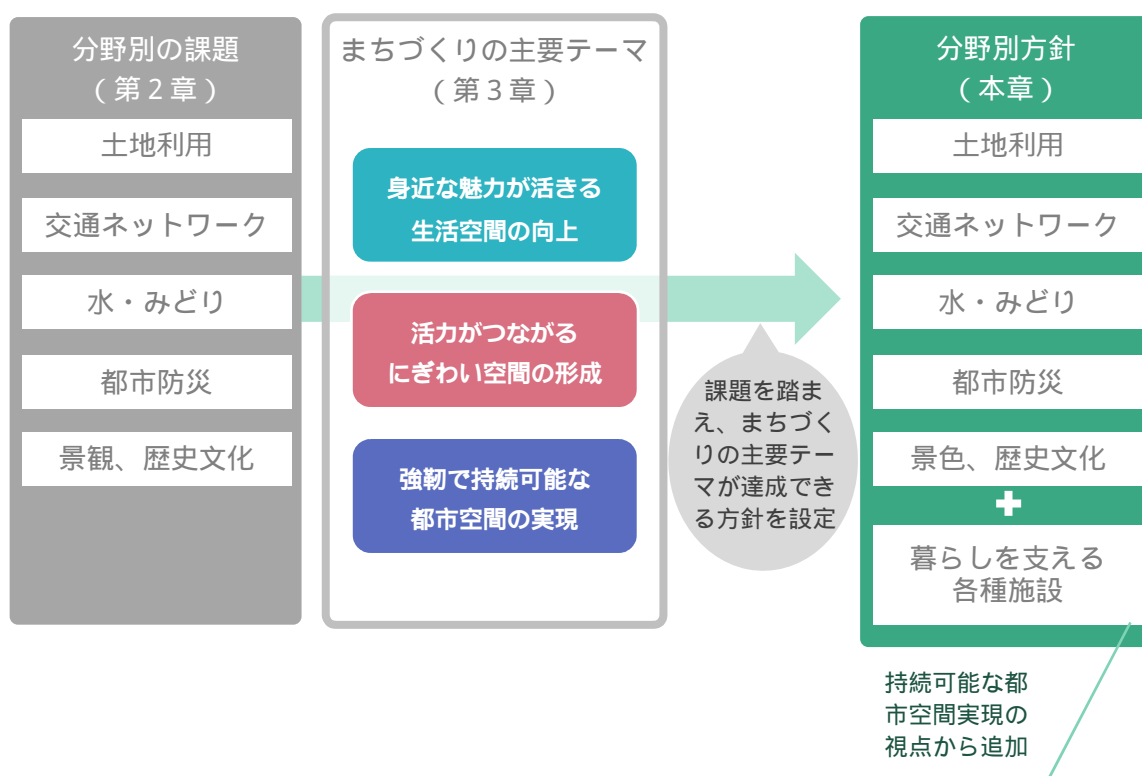


図4-1 第4章分野別方針の位置づけ

4 1 土地利用に関する方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「土地利用」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

快適で利便性の高い日常生活圏の構築

- ・各エリアの特性に応じた都市機能の集積と良好な居住環境の維持・向上により、調和のとれた都市空間を形成し、近隣市の各拠点とも連携した快適で利便性の高い日常生活圏を構築します。
- ・すべての人にやさしいまちのモデルとなるようユニバーサルデザイン 化を推進することで、様々な居住ニーズに応えることができるまちづくりを進めます。
- ・周辺地域と調和した良好な都市空間の形成をめざし、大阪狭山市開発指導要綱 等を適正に運用することで、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地を形成します。

人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う地域課題への対応

- ・人口減少・少子高齢化社会の進行に伴い、空家や空地が増加することが想定されている中で、空家バンク制度、空家除却補助制度、税制の優遇措置制度等、各種制度を周知し活用することで、空家や空地の発生抑制、適切な維持管理の促進、専門家や地域との連携による、これら既存ストック の有効活用や流通促進に取り組みます。

地域資源の保全・活用

- ・「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な機能をもつ自然環境をグリーンインフラ として捉え、これらの維持・保全・活用により、水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成の推進等に取り組みます。
- ・重層的な歴史文化遺産を保全・活用するとともに、地域の暮らしと調和した良好な景観を形成することで、地域に親しみ、愛着を感じられる環境を形成するとともに、本市及び地域全体を特徴づける景観の形成をめざします。
- ・地域にある水・みどりや歴史文化遺産等の地域資源を保全・活用することで、まちや暮らしに多様な価値を付加し、市全体の魅力を高めます。

市民ニーズに応じた居住環境の形成

- ・多様化する市民ニーズや変化する社会潮流への対応や地域資源の保全・活用に向け、市民協働・公民連携等による、柔軟かつ自由度の高い取り組みを導入することで、市民ニーズに応じた居住環境を形成します。

関連する SDGs



(2) 市街地ゾーン

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化区域 を対象とする市街地ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、地域特性に応じた計画的かつ持続可能な市街地を形成します。

低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層住宅を中心とする土地利用を行い、現在形成されているゆとりある閑静な居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	池尻自由丘、金剛、東茱萸木、狭山ニュータウン地区（大野台一丁目～七丁目、西山台一丁目～三丁目）のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上 ・ ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上のため、宅地が細分化される場合においても一定の宅地規模やみどり が確保されるよう、大阪狭山市開発指導要綱 等を適正に運用します。 生活利便機能を高める柔軟な土地利用の誘導 ・ 住宅地に隣接する幹線道路沿道や各拠点の徒歩圏において、小規模な商店や診療所など生活に必要な生活利便機能を向上させるため、地域や居住者の意向に応じ、地区計画などを用いることで、柔軟な土地利用の誘導手法について検討します。

中低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層と中層、住宅と非住宅等、建物の高さや用途がある程度混在した土地利用がなされる市街地であり、地域の特性や課題に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	東野中、東野西、東池尻、池尻北、池尻中、池尻自由丘、狭山、半田、岩室、東茱萸木、茱萸木、今熊地区のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	地域特性に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上 ・ 計画的に形成された市街地における良好な居住環境や、様々な用途の建築物が混在する市街地の交通機能及び防災機能、幹線道路沿いの商業サービス機能など、地域の特性や課題に応じ、居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組めます。

中高層複合エリア	
エリアの特徴	中高層の住宅や施設等を中心とした土地利用を行い、住宅や施設等、一団の土地利用の状況を踏まえ、周辺地域と調和した良好な居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	今熊二丁目の帝塚山学院大学旧狭山キャンパス周辺、西山台四～六丁目の府営住宅団地周辺、大野東の近畿大学病院周辺の区域に設定します。
取組方針	周辺地域に配慮した良好な居住環境の維持・向上 ・民間事業者による集合住宅、府営住宅等が集積しており、高齢者、子育て層等の様々な居住ニーズに対応する必要があることから、バリアフリー 化の促進、空室や広場等を活用した新たな機能の導入等、適切な維持管理が行われるよう、大阪府及び施設管理者へ働きかけます。 都市機能の向上に資する大規模な土地利用の誘導 ・施設の移転、再編、集約化等による大規模な土地利用の変化に対して、土地所有者、施設管理者、地域住民等の意向を踏まえ、本市全体の都市機能向上に寄与し、周辺地域に配慮した、良好な空間が形成されるよう、計画的な土地利用を検討します。

中心市街地エリア	
エリアの特徴	交通利便性が高い都市拠点としての位置づけを活かすことで、商業サービス機能、公共機能、居住機能等の都市機能を集積するとともに、鉄道駅を中心に駅東側の富田林市との連携も踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図るエリアです。
対象エリア	金剛駅周辺の区域に設定します。
取組方針	多様な都市機能の集積による利便性の高いエリアの形成 ・地域、鉄道事業者、商業施設管理者と連携し、既存の商業サービス機能等の維持・向上に取り組み、新たな来街目的となる公共機能や子育て世代や高齢者等にとって利便性の高い居住機能など、複合的な都市機能の集積について検討します。 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 ・本市の玄関口として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場等の整備・再編や、これら公共空間の柔軟な活用による人びとの回遊や滞留を生み出す手法、まちなみの景観に配慮した沿道建築の誘導手法等を検討します。

近隣中心エリア	
エリアの特徴	日常生活に必要な生活支援機能が集積する区域であり、周辺地域の生活利便を支える商業サービス機能の維持・向上を図るエリアです。
対象エリア	狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン中央交差点周辺に設定します。
取組方針	日常を支える生活支援機能の維持・向上 ・近隣住民の生活利便性を高めるため、周辺の土地利用状況に応じた道路の環境改善、公共交通機能の再編を進めるとともに、地域や民間事業者等と連携しながら住民の生活を支える生活支援機能の維持・向上に取り組みます。 ・大阪狭山市駅周辺及び狭山ニュータウン地区では、隣接している公共・文化エリアとの連携や機能分担を踏まえたうえで、近隣住民の居住環境の維持・向上に取り組みます。 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 ・近隣住民の日常生活における都市活動を支えるエリアとして、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、歩行者空間の環境改善及び利便性の向上に取り組みます。 ・歩行者や自転車安全かつ快適に移動することができる環境を形成するため、歩行者空間の確保や交通安全対策、公共交通と連携した利便性の向上に取り組みます。

公共・文化交流エリア	
エリアの特徴	公共機能や文化機能、福祉機能、生涯学習機能等が集積する区域及び拠点的な公園として市内外から多くの人が集まる区域であり、周辺地域に配慮した良好な居住環境と公共・文化交流機能等として必要な施設や機能を維持・向上することで、利便性が高く良好な空間形成を図るエリアです。
対象エリア	市役所や文化会館周辺の区域、狭山池公園周辺、今熊地区の図書館、公民館等の公共・文化機能等が集積する区域、狭山ニュータウン地区中央部のニュータウン連絡所等が立地する区域に設定します。
取組方針	公共機能、情報発信機能等の維持・向上 ・良好な居住環境及び各施設の公共機能や文化情報発信機能等の維持・向上を図ります。 利便性が高く集まりやすいエリアの形成 ・住民同士の交流ができる機能など新たな機能導入や各施設の連

	携による情報発信機能の増進により、利便性の高いエリアのあり方を検討します。 ・市内外から人びとが集まり、様々な活動を継続して行うために必要な機能の導入や取組みを推進します。
--	---

工業エリア	
エリアの特徴	大規模工場が立地する区域であり、周辺地域に配慮した工場の操業環境を維持し、周辺地域の居住環境との共存に取り組むエリアです。
対象エリア	東池尻、今熊地区の工場が立地する区域に設定します。
取組方針	周辺地域に配慮した操業環境の維持・向上 ・周辺地域に配慮しつつ、良好な操業環境と居住環境の共存をめざし、施設に対して、敷地内のみどりの確保や地域開放、防災、コミュニティ活動への参加など、地域との連携を促します。 ・施設規模や業種等が大きく変更される場合は、周辺地域や民間事業者の意向及び本市や地域への影響等を踏まえ、良好な都市空間が形成されるよう、計画的な土地利用について検討します。

(3) 人とみどりの共生ゾーン

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化調整区域を対象に人とみどりの共生ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、まとまったみどりの環境と既存の居住環境が調和した良好な都市空間を形成します。

集落エリア	
エリアの特徴	良好な集落環境を形成する区域であり、地域課題に応じ、集落の居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	山本北、山本東、山本中、山本南、池之原、大野東、大野中、大野西地区のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	地域課題に応じた持続可能な集落づくり ・良好な居住環境の維持・向上や周辺環境との調和、地域コミュニティの維持を図るとともに、遊休地の増加等が課題となっている地域では、地区計画等による遊休地の活用、道路環境や公共交通環境に課題がある地域では、基盤施設や公共交通機能の更新、再編を進めるなど、地域の状況や課題に応じ、集落機能の維持・向上に取り組みます。

みどりと居住の共生エリア	
エリアの特徴	まとまった農地や拠点的な公園・緑地等のみどりがある環境と、人びとが生活を営む居住環境が調和した、良好な空間形成をめざすエリアです。良好な居住環境を維持・向上するとともに、地域の特性や市民ニーズを踏まえ、周辺地域の営農環境の改善や農業の担い手の確保、必要となる基盤施設の整備等を進め、みどりと居住環境の調和に配慮した、環境調和型の土地利用を図るエリアです。
対象エリア	山本北、山本東、山本中、山本南、池之原、岩室、東池尻、半田、東茱萸木、茱萸木地区等のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	営農環境の維持・向上 ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、営農環境の維持が可能な地域については、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な農業の担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進めます。周辺地域の土地利用の状況が変化する際は、営農環境が著しく阻害されないよう、既にある営農環境に配慮します。 地域の状況を踏まえた環境調和型の空間形成 ・農業の担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域については、適正な法手続きに基づいて、都市計画制度等を運用し、周辺地域の暮らしを支える

	ために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域の活力の向上につながる産業機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討します。 ・土地利用の展開にあたっては、地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、適切な基盤施設の整備や公園・緑地等の配置、周辺地域の営農環境への配慮がなされた、計画的かつ本市を先導するような環境調和型の都市空間を形成することや、これらを踏まえた地区計画の提案を受け入れることなどにより良好な都市空間の形成をめざします。
--	---

交流促進エリア	
エリアの特徴	水とみどりのネットワークにおける核となる区域として、豊かな水・みどりを活かした魅力的な空間創出を図るエリアです。
対象エリア	池之原地区のうち（国）310号の東側及び狭山池公園及び副池オアシス公園周辺の一部に設定します。
取組方針	水とみどりを活かした魅力的な拠点の形成 ・狭山池や副池をはじめとする、水・みどり等の地域資源や、幹線道路沿道の立地条件を活かし、地域の特産品を楽しめる物販・飲食店の誘導等を検討するとともに、魅力・文化情報の発信機能・福祉機能、レクリエーション機能等の導入を検討することで、広域を対象とする交流拠点を形成します。 包括的なエリアマネジメント の推進 ・狭山池公園、副池オアシス公園、その他周辺を包括する、にぎわいを一体的に創出するエリアにおいて、エリアマネジメントの取組みを進めることで、エリア全体での魅力価値の向上に取り組めます。

農と自然のエリア	
エリアの特徴	良好な営農環境や自然環境が残されるエリアであり、自然的景観や農地の営農環境等を維持・保全するとともに、自然環境を活かした空間の形成を図るエリアです。
対象エリア	東野東、東野中、東野西、今熊、大野東、大野中、大野西地区等のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	水・みどり の維持・保全及び活用の促進 ・水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成等様々な機能を有する農地やため池、樹林地や河川等の自然環境の維持・保全に取り組みます。 ・今熊市民の森などのまとまりのあるみどりや、河川やため池等の水辺空間の適切な管理に取り組むとともに、これらをグリーンインフラ として捉え、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な視点からの活用を検討します。また、これらの自然環境を活かした土地利用や施設の立地について検討します。 多様な観点からの営農環境の改善 ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設 の整備による営農環境の改善等を進めます。

（４）特性を踏まえた土地利用を行うエリア

面的な都市構造として設定した市街地ゾーン及び人とみどりの共生ゾーンに加え、既存の都市施設等の特性を踏まえたエリアを次のとおり設定します。

沿道サービスエリア	
エリアの特徴	幹線道路沿道等において、交通利便性を活かした産業機能や商業サービス機能等の立地を推進する区域であり、周辺地域の生活利便性を高め、地域活力を向上させるとともに、周辺の農地等の維持・保全、景観への配慮を適切に行い、都市的土地利用と農的土地利用が調和した空間形成を図るエリアです。
対象エリア	(国)310号、(府)堺狭山線、(府)河内長野美原線、(府)森屋狭山線、(都)狭山河内長野線、(都)甘山高蔵寺線、(都)金剛泉北線の沿道に設定します。
取組方針	生活利便性と地域活力の維持・向上 ・周辺地域の居住環境や景観等に配慮しつつ、幹線道路沿道の交通利便性を活かした日用品を中心とした物販・飲食等、商業サービス機能や、交通ネットワークを活用した産業機能などの集積を進めるとともに、歩行者空間の整備等、道路環境の改善を進めることで、生活利便性を高め、地域活力の向上をめざします。 ・周辺の住環境や農地等への影響抑制、景観への配慮を適切に行うことで、調和のとれた土地利用を進めます。
都市機能増進検討エリア	
エリアの特徴	施設の移転等に伴う大規模な土地利用の変化に対応する必要がある一団の区域であり、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用のありかたについて検討を図るエリアです。
対象エリア	今熊二丁目の帝塚山学院大学狭山キャンパスの移転及び大野東の近畿大学病院等の移転（予定）に伴う跡地周辺に設定します。
取組方針	まちづくりと整合した土地利用の検討 ・本エリアにおいては、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用とするため、行政と地域が連携し、各エリアのあり方の検討することや、必要に応じて、地区計画等の手法について検討します。

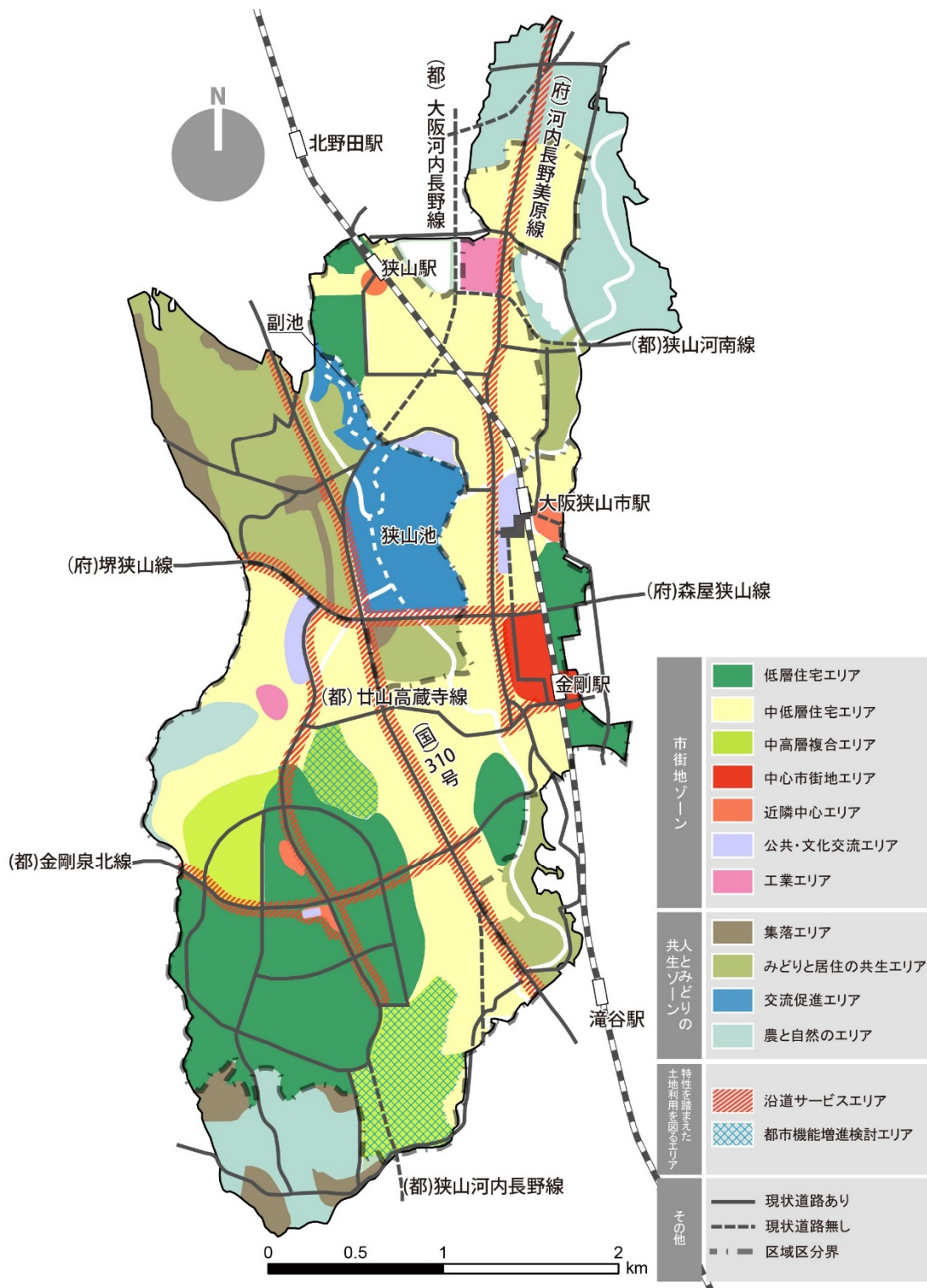


図 4-2 土地利用の将来ビジョン

4-2 交通ネットワークに関する方針

(1) 交通ネットワークに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「交通ネットワーク」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

体系的・計画的な道路整備

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、体系的かつ計画的な道路整備を推進します。整備にあたっては、道路の位置づけや路線ごとの特性や課題によりその必要性や重要度が異なるため、広域的な繋がりや地域の意向等を踏まえ、計画的に整備を進めます。
- ・未着手である都市計画道路 については、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めます。

道路環境の改善

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、道路構造物の適切な維持管理と更新、歩行者空間の確保、バリアフリー化、交通安全対策、慢性的な渋滞の解消に向けた交差点改良、右折レーンの設置、狭あい道路の拡幅、防犯灯の設置や不特定多数の人が往来する場所への防犯カメラの設置、植栽等による死角の排除等、道路環境の改善に取り組みます。

ウォークブル ネットワークの形成

- ・日常的な都市活動を支える移動環境について、歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、ウォークブルネットワークの形成に取り組みます。
- ・ネットワークの形成にあたっては、都市活動の拠点となる中心市街地拠点や近隣中心拠点の周辺、市民の移動を支える主要な道路、河川沿いの遊歩道、緑地、緑道、公園等を相互に結ぶとともに、地域に点在する歴史文化遺産 の一体的な活用とも連携することで、市全域をめぐる魅力的かつ安全・安心・快適な歩行者空間の形成を進めます。

公共交通ネットワークの再編

- ・利便性の高い公共交通ネットワークを今後も維持していくため、利用促進に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら、住民の生活実態に即したあり方の検討や、日常生活圏を踏まえた、広域公共交通ネットワークの再編を進めます。

関連する SDGs



(2) 道路ネットワーク

市内の円滑な移動を実現するとともに、周辺他都市へもアクセスしやすい道路ネットワークを構築するため、道路の位置づけごとの取組方針を以下のとおり示します。

広域幹線道路	
位置づけ	都市拠点間を連絡する広幅員の幹線道路で、国土レベルの高速交通体系を補完しながら、広域的交通を円滑に処理できるよう、整備を促進する道路を「広域幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)大阪河内長野線、(都)狭山河南線を位置づけます。
取組方針	道路整備の促進 ・広域における交通網整備の状況等を踏まえ整備を促進します。特に(都)大阪河内長野線の整備は(国)310号や(府)河内長野美原線のバイパスとして渋滞解消や沿道環境の改善に大きな効果が期待できることから、早期に整備されるよう大阪府に働きかけます。

幹線道路	
位置づけ	広域幹線道路と補助幹線道路を効率的に連絡する道路で、都市内道路交通及び広域的交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路を「幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)狭山堺線、(都)堺河内長野線、(都)池尻中自由丘線、(都)狭山駅前線、(都)狭山南野田線、(都)狭山公園線、(都)狭山金剛線、(都)金剛青葉丘線、(都)半田狭山線、(都)狭山池富田林線、(都)狭山河内長野線、(都)金剛駅前線、(都)廿山高蔵寺線、(都)金剛泉北線、(都)須賀錦織線、(国)310号、(府)河内長野美原線、(府)富田林泉大津線を位置づけます。
取組方針	道路整備の促進と道路環境の改善 ・周辺地域の交通網整備や土地利用の状況等を踏まえ、大阪府や隣接市と連携しながら、道路整備及び機能改善を促進します。 ・(国)310号、(府)河内長野美原線、(都)狭山金剛線、(都)半田狭山線は、各地域や近隣市へのアクセス道路であるため、交通ネットワーク全体の整備状況や大規模商業施設の立地に伴う通過交通の増加等の影響も踏まえ、大阪府や近隣市と連携しながら、優先的に整備及び機能改善、歩行者空間の確保等、交通安全対策等を促進します。 ・(国)310号や(府)河内長野美原線は、渋滞が慢性化しているため、右折レーンの設置や交差点改良など、スムーズに交通処理ができるような改善策を進めるよう、大阪府に働きかけます。

補助幹線道路	
位置づけ	幹線道路を補完し、区域内に発生・集中する交通を効率的に集散するための地区内幹線道路で、地区内交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路を「補助幹線道路」として位置づけます。
対象路線	広域幹線道路、幹線道路以外の路線で、幹線道路を補完する道路を位置づけます。
取組方針	地域課題に応じた道路環境の改善 ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間の確保、歩行者の安全対策等、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。

生活道路	
位置づけ	人びとの生活に密着し、日常生活に利用される、住宅と補助幹線道路等を結ぶ道路で、通過交通を抑制し、歩行者・自転車の安全確保や災害時の緊急車両等の通行が可能な幅員確保を図る道路を「生活道路」として位置づけます。
対象路線	広域幹線道路、幹線道路、補助幹線道路以外の道路を位置づけます。
取組方針	地域課題に応じた道路環境の改善 ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間の確保、歩行者の安全対策、災害が発生した場合の危険性や避難面で課題がある狭あいな路線においては、道路拡幅等により災害リスクを低減するなど、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。

(3) 鉄道駅周辺

あらゆる移動手段が交わる金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅周辺について、快適性、安全性、利便性の維持・向上により、市内外から人びとが集まる魅力的な都市拠点を形成するため、その取組方針を以下に示します。

鉄道駅周辺（金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅）

取組方針

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成

- ・ 鉄道駅周辺においては、土地利用や周辺地域の状況を踏まえながら、歩行者空間の確保や駅前広場の整備、安全対策等の整備を優先的に進めます。
- ・ 中心市街地拠点である金剛駅周辺においては、駅東側の富田林市との連携も踏まえながら、にぎわいが溢れ、居心地が良く歩きたくなるまちなかとなるよう、道路空間の柔軟な活用等についても検討を進めます。
- ・ 近隣中心拠点である狭山駅、大阪狭山市駅周辺では、日常の都市活動を支える拠点として、歩行者等の移動環境の改善を進めます。

(4) ウォーカブル ネットワーク

市全域をめぐり、歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、魅力的なウォーカブルネットワークを形成するため、その取組方針を以下に示します。

ウォーカブルネットワーク	
位置づけ	鉄道駅などの都市拠点の周辺、水とみどり のネットワーク、主要な道路の歩行者空間、地域に点在する歴史文化遺産 などが連動し、市域全域において歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、歩行者の移動環境のつながりをウォーカブルネットワークとして位置づけます。
取組方針	安全・安心・快適な歩行者空間の形成 ・ ネットワークの形成にあたっては、歩道のセミフラット化や段差解消、歩道幅員の確保、街路樹や縁石をはじめとする道路構造物の適切な維持管理及び更新など、歩道のバリアフリー 化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン の採用により、人にやさしい歩行者空間を形成します。 ・ ネットワークの形成にあたっては、市内に点在する歴史文化遺産の活用とも連携した魅力的な歩行者空間の形成をめざします。 ・ これまで、バリアフリー基本構想に基づいた鉄道駅周辺のバリアフリー化や、「あんしん歩行エリア」において公安委員会と連携した歩行者及び自転車の交通安全対策を進めてきましたが、引き続き歩行者等の移動環境の安全性及び快適性を向上させるため、地域の意向や交通安全上の緊急性等を踏まえ、鉄道駅周辺、主要な幹線道路、通学路、住宅地内の通過交通が多い道路、狭あいな道路などを中心に、歩行者空間の確保やバリアフリー化、交通安全対策等を進めます。 ・ 通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性を向上させるため、大阪狭山市通学路交通安全プログラム に基づき、黒山警察署をはじめとする各関係機関と連携した合同点検を実施し交通安全対策を進めます。 ・ 十分な幅員が確保されている路線については、必要に応じて道路形態のあり方や街路樹などをはじめとする道路構造物の更新など、歩行者空間の再編を検討します。 ・ 安全で安心できる歩行者空間を形成するため、地域の意向や道路の状況に応じて、防犯灯の設置や不特定多数の人が往来する場所への防犯カメラの設置、植栽等による死角の排除等、防犯対策に取り組みます。

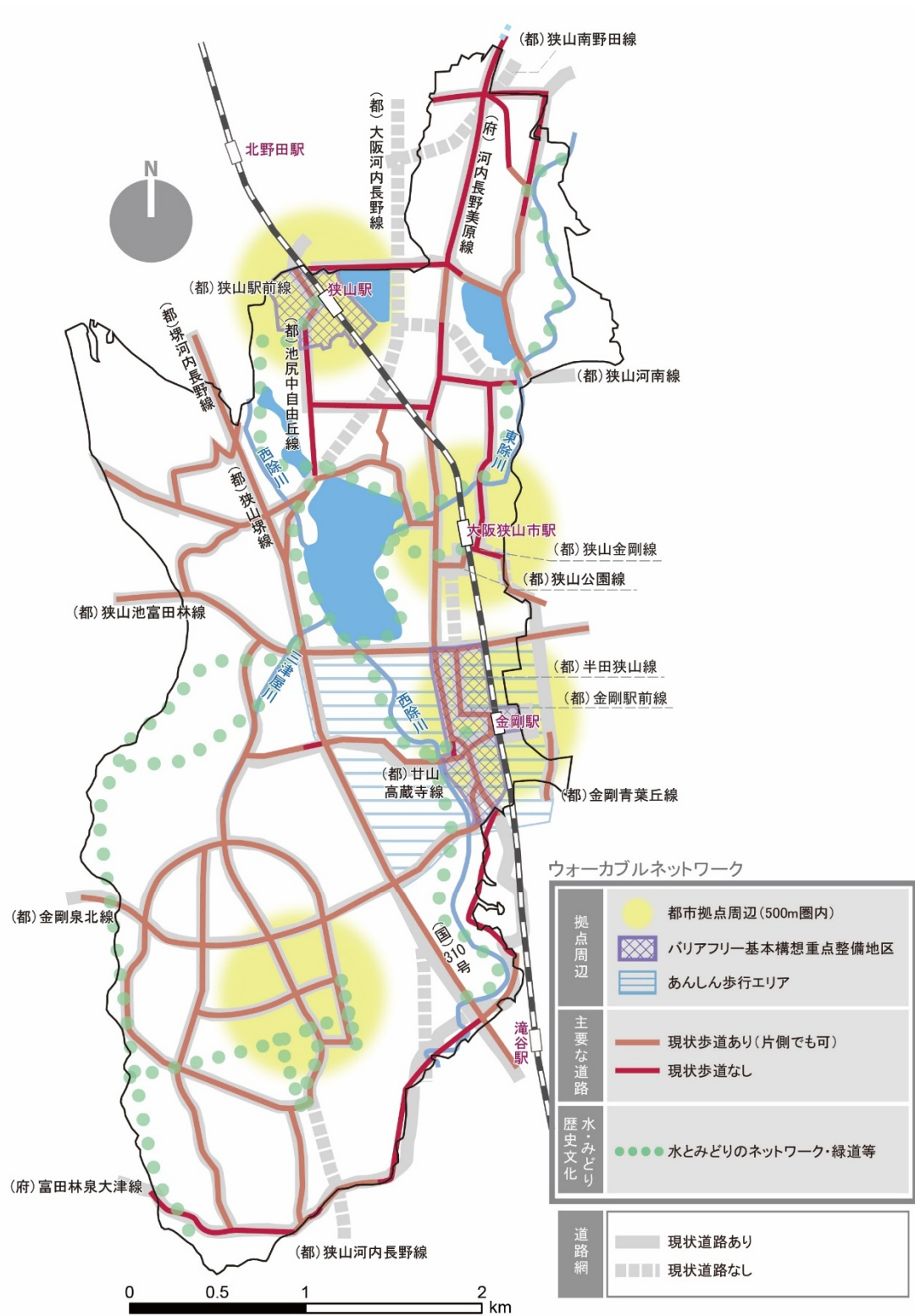


図 4-4 ウォークアブルネットワークの将来ビジョン

（５）公共交通ネットワーク

人びとの生活実態を踏まえた利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、その取組方針を以下に示します。

公共交通ネットワーク	
位置づけ	都市活動を支える重要な移動手段であり、人びとの生活に密着した交通ネットワークとして、交通事業者や近隣市と連携しながら、今後の維持に向けた運営方法の再編と利用促進を図るバス、鉄道等の公共交通機関のネットワークを公共交通ネットワークとして位置づけます。
取組方針	公共交通ネットワークの維持・再編 ・ 市民にとって重要な移動手段である、路線バス 及び市循環バス を将来にわたり維持するため、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。 ・ バスネットワークの形成においては、鉄道駅など交通結節点の機能改善と連動しながら、市民の生活実態や日常生活圏を踏まえたルートの見直し、近隣市への乗り入れ、停留所の再配置、近畿大学病院等の移転等に伴う運行路線や運行時刻の変更などについて、公共交通事業者や、近隣市町村等、関係機関と連携しながら、公共交通ネットワークの再編を進めます。 公共交通の利便性向上と利用促進 ・ 公共交通ネットワークを将来にわたり維持していくため、交通事業者や市民等と連携した利用促進に取り組みます。 ・ 中心市街地拠点及び近隣中心拠点における鉄道駅やバス停などの交通結節点周辺においては、鉄道、バス、自転車、徒歩等あらゆる移動手段の乗り換えが想定できることから、快適で利便性の高い乗り換え環境の形成をめざし、IoT 等の技術を活用した各種交通サービス間連携や、周辺道路や歩行者空間の環境改善等について検討します。

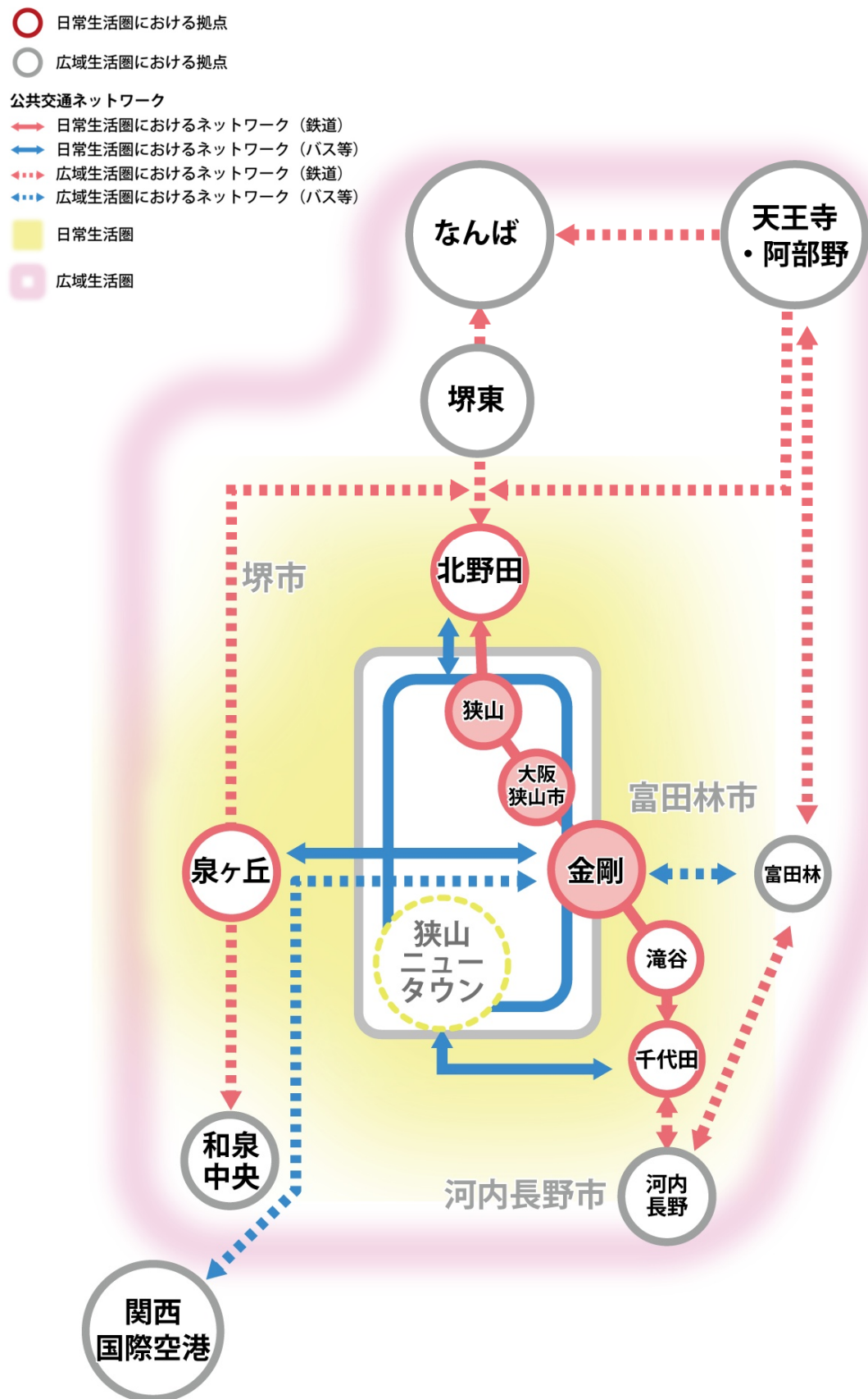


図 4 5 生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成イメージ

4 3 水・みどりに関する方針

(1) 水・みどり に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる水・みどりに関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

水・みどりの維持・保全と活用の促進に向けた機能向上

- ・水・みどりを、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な機能をもつグリーンインフラとして捉え、計画的に維持・保全していくとともに、地域の特性に応じた積極的な活用の促進を進めることで、将来にわたって、これらの効果を維持し、水・みどりに誇りと親しみをもてる環境を形成します。
- ・公共用水域の水質の更なる向上を目標とし、市民が水に親しめる良好な水環境の形成に取り組むほか、循環型社会を形成する一助として、汚水の適正処理や健全な水循環の維持、資源リサイクルの推進など、環境にやさしいまちをめざします。
- ・人口減少や少子高齢化社会の進行を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。都市公園の再編等にあたっては、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、高齢者や障がい者も使いやすい公園施設やサインの整備などユニバーサルデザインを取り入れるとともに、障がいのある子どもも一緒に遊べる遊具を設置するなど誰もが利用できる公園づくりに取り組みます。

水とみどりのネットワークの形成

- ・狭山池を中心に、河川や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、一体的な空間の活用、拠点における新たな機能導入、市民協働・公民連携による柔軟で自由度の高い取組みを進め、周辺エリアへの連鎖的な波及効果、都市全体の価値及び市民満足度の向上を図ります。

エリアマネジメント 体制の構築

- ・多様化する市民ニーズや社会潮流の変化に対応するため、市民協働・公民連携等による水・みどりの維持・保全及び機能向上等に取り組むとともに、市民活動の活動支援、主体間連携、空間利用のルールづくり、エリアマネジメント体制の構築等について検討します。

関連する SDGs



(2) 水・みどりに関する都市施設の機能向上と活用の促進

人びとの暮らしに身近な都市施設として整備されている水・みどりについて、適切に維持管理し、柔軟な活用を推進するため、その取組方針を以下に示します。

公園・緑地等

拠点的な公園の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・総合公園 である狭山池公園については、歴史文化遺産 としての価値や景観が損なわれないよう配慮するとともに、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアとして、水・みどりの中心拠点に必要な機能の導入やアクセス性の向上、空間の一体的な活用を促進します。また、狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築を検討し、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組みます。また、府立狭山池博物館・市立郷土資料館及びその周辺において、関係団体や施設との連携により、市民が集まり様々な活動を継続して行うための拠点としてのあり方について検討を進めます。
- ・地区公園 である副池オアシス公園については、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアに位置づけられており、隣接する狭山池公園や周辺地域と連携しつつ南部エリアと北部エリアの、一体的な整備、柔軟かつ自由度の高い市民協働・公民連携等に取り組むことで、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組みます。
- ・近隣公園 であるさやか公園及び東大池公園では、近隣住民の生活を支える憩い・にぎわうことのできる拠点及び防災拠点として必要な整備や機能向上を進めるとともに、市民協働・公民連携等による活用に関する取組みを進めます。
- ・東野地区の市民ふれあいの里については、本市を代表する水・みどり豊かなアクティビティ施設として維持運営していくため、維持運営方法の見直しを行うとともに、狭山水みらいセンターの「せせらぎの丘」や「かがやき広場」との連携について検討します。

取組方針

暮らしに身近な公園等の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・地域内の街区公園 や緑道については、市民ニーズの多様化や、人口減少・少子高齢化社会の進行等を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、多様な世代の利用を想定し、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。整備や再編にあたっては、遊具やベンチ等の設置だけではなく、高齢者の健康づくりに活用できる機能の導入や移動販売車 の活用など、地域に応じてその方向性を検討します。
- ・開発に伴い設置される公園については、市民ニーズを反映した公園となるよう民間事業者に対して近隣住民の意見を聞くな

	どの対応を求めます。 ・ 地域が維持管理している児童遊園 については地域の意向等を踏まえ、市民同士の交流や柔軟な活用が可能となるよう地域との連携に取り組みます。
--	---

河川・水路	
取組方針	水辺とまちが調和した良好な空間の形成 ・ 河川や水路については、河川管理者である大阪府や水路管理者等と連携し、必要な整備、安全対策等を進めるとともに、それぞれの水辺がもつ植生や景観等の自然的特徴と、地域の歴史や文化等の地域特性をいかした「水辺空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成します。
	水辺環境の維持・保全による空間価値の向上 ・ 河川沿いの緑道 やヒメボタル生息環境、自然のままの状態で残る河畔林 など、地域住民が身近なところで自然環境に触れられる機会を創出するため、水辺環境における親水空間や生き物の生息空間の維持・保全を関係団体や市民との協働により取り組むとともに、水とみどり のネットワークの形成により、都市全体の魅力価値向上に取り組めます。 ・ 河川、ため池等の健全な水辺環境や都市における衛生環境を守るため、公共下水道を適切に維持管理・更新することで、公共用水域における水質の維持・向上に取り組めます。
	水辺空間の活用によるにぎわい空間の形成 ・ 狭山池等まとまりのある水辺空間においては、暫定的な空間利用により、その効果や課題を検証しつつ、河川敷地占用許可準則 により恒常的なにぎわい形成に向け、市民や関係団体等と連携しながら、必要な体制の構築に取り組めます。 ・ 河川・水路等の公共用水域における水環境を維持・保全することで、親しみやすい水辺環境の形成に取り組めます。

（３）各施設・宅地等におけるみどりの確保と活用の促進

良好な都市環境の形成や、環境負荷の低減の観点から、人びとの暮らしを支える各種施設や建築物における、緑化促進やみどりの適切な維持管理に関する、取組方針を以下に示します。

各施設・宅地等のみどり	
取組方針	公共施設等における緑化の推進 ・市街地内におけるみどりを確保するため、公共建築物等における緑化や道路整備にあわせた街路樹・植樹帯の整備と適切な維持管理、潤いあるまちなみの維持・保全を推進するとともに、市民や地域と連携し、効果的な緑化に取り組みます。
	宅地等における緑化の促進 ・住宅開発等が行われる際は、大阪狭山市開発指導要綱 等の適正な運用により、壁面、屋上、建築物の緑化、緑化協定の締結等、宅地内のみどりの確保に取り組みます。 ・生垣や庭木等宅地内のみどりは、都市環境を形成する要素であることから、市民自身による積極的な緑化活動を促進します。

（４）自然・農環境の維持・保全と活用の促進

多様な機能を有する、自然・農環境を維持・保全するとともに、活用を促進するため、その取組方針を以下に示します。

樹林地・ため池等	
取組方針	樹林地の維持・保全による空間の魅力向上 ・天野街道周辺のみどりを維持・保全するため、近接した住宅地等の開発においては、一定のみどりを確保するため、民間事業者の協力等により自然環境と調和した開発を誘導します。 ・今熊市民の森周辺においては、開発を抑制し、市民協働・公民連携等による維持・保全活動を支援するとともに、自然体験や環境学習等をはじめとするみどりの活用を促進します。 ・西山霊園一帯については、桜の名所として今後も適切な維持・保全に取り組みます。 ・保存樹林 として協定を締結している狭山神社、三都神社及びその周辺のみどりの維持・保全に取り組みます。 ・帝塚山学院大学旧狭山キャンパス及び近畿大学病院周辺のみどりの維持・保全に取り組むとともに移転後の土地利用については、施設内の緑地の扱いについて土地所有者や地域の意向を踏

まえながら、方向性を検討します。

ため池の維持・保全による多様な機能の確保

- ・多様な機能を有し、周辺の景観や自然環境を形成しているため池は、周辺のみどり との関係性に配慮しながら親水性を向上させるとともに、地域や管理者と連携して維持・保全に取り組みます。

農地等

農地における多様な機能の維持・保全

- ・生産機能、防災機能、景観形成機能等、多様な役割を担っている農地の維持・保全に取り組みます。
- ・市街化区域 においては、都市計画法等に基づく生産緑地制度の周知運用により、市街地農地の維持・保全に取り組むとともに、身近なみどりとして、市民や民間事業者が積極的に活用できるように取り組みます。また、指定から 30 年を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地の指定により、今後も農地として維持・保全されるよう制度の周知運用に取り組みます。
- ・市街化調整区域 においても都市計画法を適正に運用するとともに、関係団体とも連携しながら、営農環境の維持・保全に取り組みます。

農地等の活用の促進

- ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設 の整備による営農環境の改善等を進め、休耕地の発生を抑制し、地域全体で美しい田園環境を形成します。
- ・土地所有者等の意向に応じて、農地を積極的に活用するために、市民農園としての運営や、福祉分野、商工分野との連携、大野ぶどうや大阪狭山市産の野菜などの特産品の情報発信に向け、農産物の直売所や加工施設、農家レストランの整備など、農地活用等を促進します。

休耕地等の活用

- ・市街化調整区域内の農地で、担い手不足等により営農が困難となっている農地や休耕地等が連担する地域においては、地域特性や地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえたうえで、農地、公園・緑地等をはじめとするみどりと、良好な居住環境が調和した、環境に配慮した土地利用への展開の可能性を検討します。検討にあたっては、適正な法手続きに基づいた柔軟な都

取組方針

市計画制度の運用により、地区計画等の制度を導入することで、適切な基盤施設の整備を誘導するとともに、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした産業機能等をはじめとする、地域活力の維持・向上に資する土地利用を検討するとともに、周辺地域の農地への影響、みどりの適切な配置と活用等を考慮した、本市を先導するような環境調和型の空間形成を図ります。

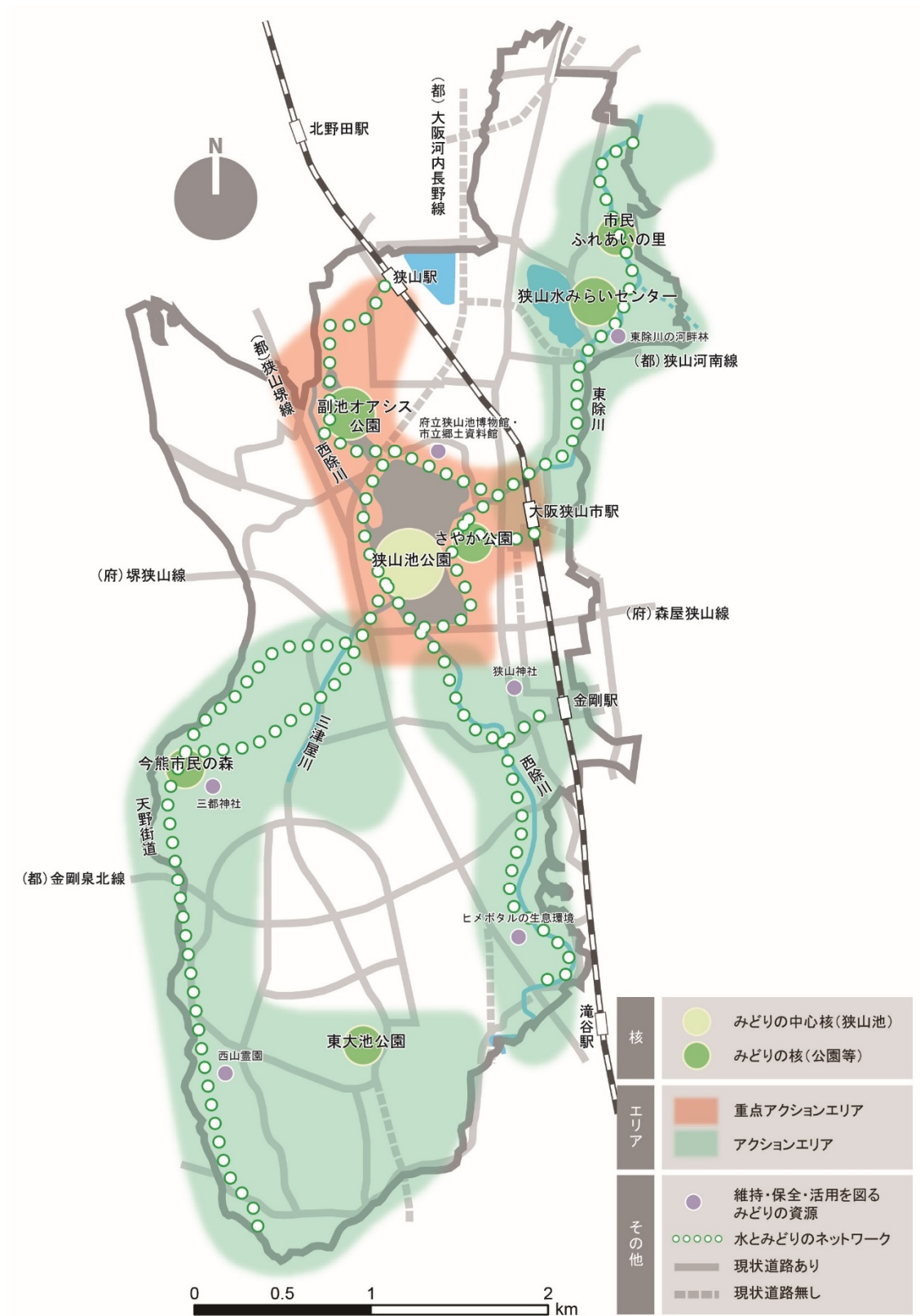


図 4-6 水とみどりの将来ビジョン

4 4 都市防災に関する方針

(1) 都市防災に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる、「都市防災」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

災害に強い市街地の形成

- ・大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- ・市内の緊急交通路や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。
- ・大規模な風水害に備え、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策が進められるよう、流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携します。
- ・河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域など、浸水の危険性について、防災マップやハザードマップ等を通して市民と共有し、「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業の推進、グリーンインフラの維持・保全・活用による雨水貯留機能等の確保など、「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます。

減災 対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

- ・公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化や、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、災害時における都市の被害を最小に抑えるとともに、早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

関連する SDGs



(2) 震災及び火災対策

震災や火災に備え、建築物の耐震化や不燃化、避難路等の道路や埋設されている下水道施設等の環境改善に取り組むため、その取組方針を以下に示します。

建築物	
取組方針	民間建築物の耐震化の促進 ・民間建築物の耐震化を進めるため、「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断補助制度や耐震改修補助制度等の利用を促進し、住宅は令和 9 年度（2027 年度）末までに耐震化率を 95%、特定既存耐震化不適格建築物（民間建築物）は、令和 4 年度（2022 年度）末までに耐震化率を 95%とすることを目標とします。
	市有建築物の耐震化の促進 ・市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）については市民・利用者の安全と公共機能の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施します。特に、避難施設、最も身近な拠点である地域の集会所、緊急交通路 沿道等の建築物を中心に耐震化を促進します。
	建築物の不燃化及び延焼抑制の促進 ・建築物の延焼を抑え、地域の防火能力を向上させるため、延焼遮断空間としての機能を有する狭あい道路の環境改善や都市公園等の空間整備を進めるとともに、第一種低層住居専用地域、準工業地域及び市街化調整区域 を除くすべての地域において、準防火地域の指定を継続します。また、一定規模以上の開発において防火水槽の設置を促進します。

避難・防災活動のための経路	
取組方針	避難・防災活動に必要な経路の確保 ・緊急交通路に指定されている道路に埋設されている下水道施設等については、耐震化を進めるとともに、計画的な維持修繕による長寿命化及び必要に応じた更新、再編を進めます。 ・避難・防災活動上の課題がある道路については、状況に応じた環境改善を進めます。 ・沿道の建築物については、耐震化の促進や老朽空家等の除却を進め、災害発生時の避難・防災活動の経路となる道路の機能を確保します。

（３）浸水対策等

大規模な風水害等に備え、河川や下水道施設への負荷軽減など、市による浸水対策や大阪府と連携した治水対策等を総合的に促進するため、その取組方針を以下に示します。

浸水対策等	
取組方針	計画的な浸水対策の推進 ・雨水排水については、道路側溝や水路等の既存施設を活用しながら整備を進めており、下水道事業計画区域（下水道による雨水整備を行う区域）の整備率は、概ね 50%となっており、浸水被害の発生した箇所の優先的な整備を進めるとともに、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修工事、ため池や農地、緑地といったみどり をグリーンインフラ として捉え、これらの維持・保全・活用により、雨水貯留機能等の維持・向上に取り組みます。 総合的な治水対策の促進 ・大規模な風水害に備え、流域治水 の観点から河川改修事業等の促進に向けて、河川管理者である大阪府との連携に取り組みます。

（４）土砂災害対策

大規模な風水害や地震等に起因して発生する土砂災害に備えるため、その取組方針を以下に示します。

土砂災害対策	
取組方針	早期の事前防災の推進 ・地すべり防止区域 や、土砂災害（特別）警戒区域 等の災害リスクがある箇所については、被害防止に取り組むとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の既存不適格建築物については、住宅の移転や補強に対する支援を行います。

（５）減災 対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

災害発生時に都市の被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を可能とするため、災害リスクを踏まえたまちづくりの推進や、地域と連携した自助・共助体制の構築、避難所等の機能強化などに関する取組方針を以下に示します。

減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

取組方針

災害リスクを踏まえた減災対策の推進

- ・ 自然災害の発生を想定した復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限や関係機関との連携方法、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置等について検討を進めます。
- ・ 災害リスクのある箇所や、地震発生時の建物倒壊、火災延焼の危険性等について、市民が正確な知識・情報をもち、的確な避難行動につなげるため、防災マップやハザードマップ等を活用することで、災害に対する危険性を周知し、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。

地域防災力等の強化による減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

- ・ 消防団の充実強化や、自主防災組織の結成促進、防災のための物資や機材を使う訓練、実際にまちを歩くことで避難経路や自らの役割を確認する取組みなどにより地域の防災力を高め、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。
- ・ 堺市への消防事務の委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を進め、業務の一元化・効率化及び職員の専門化・高度化につなげ、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。

避難所等の機能強化

- ・ 避難所や一時避難場所の防災機能を高めるため、避難生活に必要な備蓄物資や設備・機器等の整備を推進します。また、避難所の公衆衛生環境の向上のため、避難所に整備しているマンホールトイレの適切な維持管理、感染症拡大防止を踏まえた空間づくりを行います。

要配慮者利用施設の安全性の向上

- ・ 洪水浸水想定区域内に位置する社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進します。

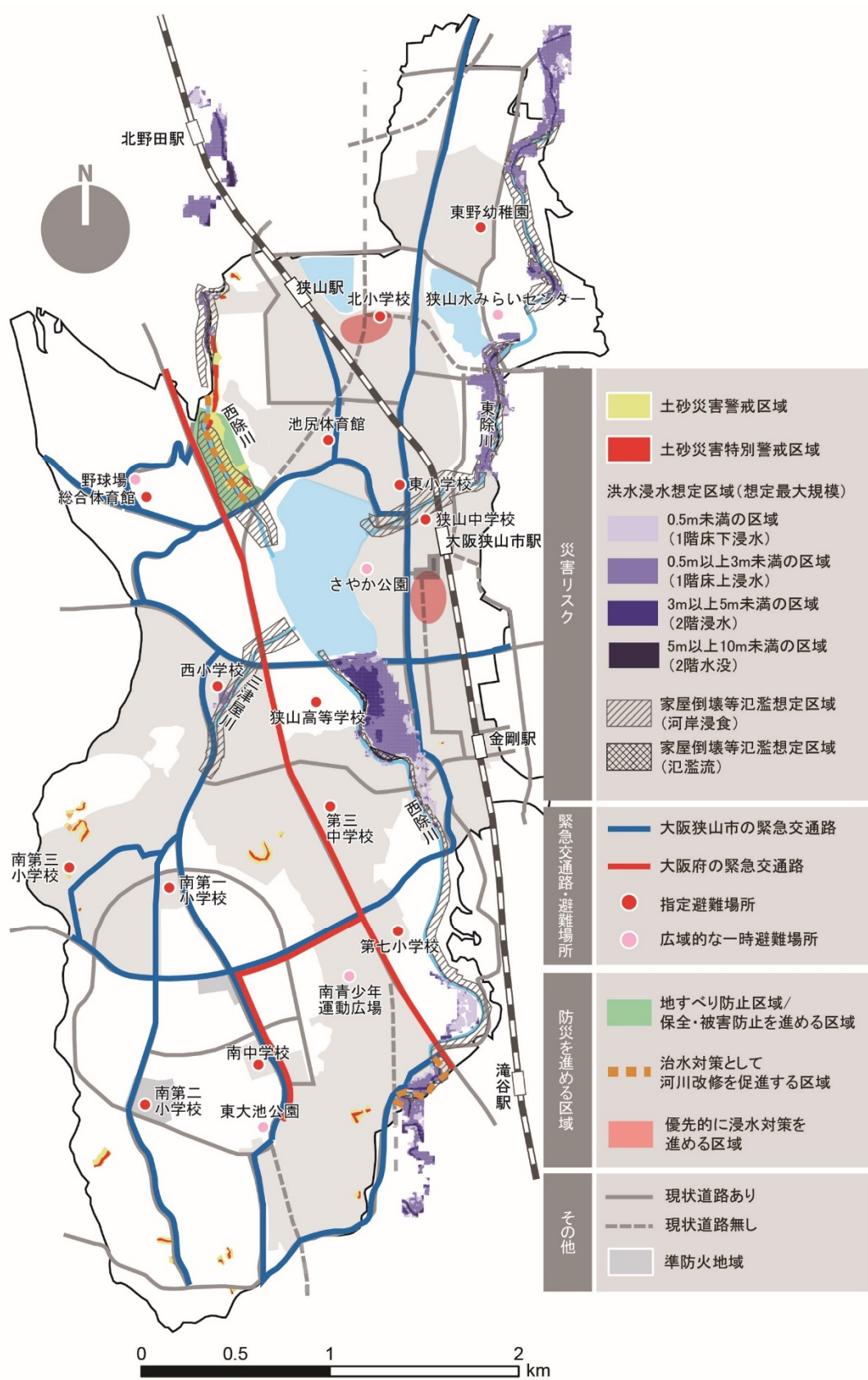


図 4-7 都市防災の将来ビジョン

4 5 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針

(1) 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくり」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

景観構造を踏まえた体系的な景観形成

- ・市街地の特性に応じたゾーン景観、景観の骨格を構成する景観軸など景観構造を踏まえた体系的な景観を形成します。

地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

- ・鉄道駅周辺でにぎわいある景観、良好な住宅地の景観、田畑が広がる自然豊かな景観、歴史文化遺産を活かした景観など各地域の特徴を踏まえた景観を保全・活用することで、各地域への誇りや愛着を感じられる環境の形成をめざします。

関連する SDGs



(2) 景観形成の構造

周辺地域の特性やまちなみに調和した良好な景観を形成するため、都市の景観を構成する景観構造とその取組方針について、次のとおり示します。

ゾーン景観	
位置づけ	一体的な空間におけるまちなみとして、地域を特徴づける、面的な広がりのある景観を「ゾーン景観」として位置づけます。
取組方針	中心市街地、公共・文化交流ゾーンにおける景観形成 ・市役所周辺から金剛駅周辺に至る区域についてはアメニティあふれる場として土地利用の進捗や周辺地域の居住環境に配慮しながらも、本市の中心市街地、公共・文化交流ゾーンとしての風格をもちながら、にぎやかで楽しい雰囲気を出し出す景観形成を促進します。 ・本市の玄関口である、金剛駅周辺については、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場等の整備・再編に合わせ、建築物の1階部分への商業サービス機能の立地促進や緑化等を進めるとともに、公共空間の柔軟な活用による人びとの活動等も含めた、居心地がよく歩きたくなるまちなみとしての景観形成を促進します。

住宅地における景観形成

- ・一定の宅地規模が確保され、みどりが多い狭山ニュータウン地区等の住宅地景観については、建築協定等の活用、空家の適切な管理、公園や緑道等みどりの維持・保全により、ゆとりと潤いのある景観を継承するとともに、公園や緑地等をはじめとする公共空間の柔軟な利活用を進めることで、人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

狭山池における景観形成

- ・水・みどりを感じられる史跡として、狭山池からの眺望景観を維持・保全するため、桜の保護・育成等に取り組むとともに、市民団体や人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

南海電鉄高野線と暗渠（隧道）における景観形成

- ・高野鉄道（現在の南海電鉄高野線）の開通により造られた煉瓦造りの暗渠（隧道）は、貴重な近代の遺産であることから、暗渠（隧道） 築堤、鉄道敷を一体的に捉えたゾーン景観の維持・保全に取り組みます。

樹林地における景観形成

- ・天野街道、今熊市民の森、狭山神社、三都神社の周辺の樹林地及び緑地等については、潤いを感じられる重要な景観要素であるため、維持・保全に取り組みます。
- ・帝塚山学院大学旧狭山キャンパス及び近畿大学病院周辺の緑地は保存緑地であることから、両施設の移転後においても周辺の景観と調和した土地利用が行われるよう、地域や土地所有者等の意向を踏まえ、そのあり方について検討します。

農地における景観形成

- ・大野地区のぶどう畑や東野地区の田園風景など、集落と農地が調和した景観は、地域の特徴と季節を感じられる、重要な景観要素であるため、農業振興策の推進等とあわせて維持・保全に取り組みます。

軸景観	
位置づけ	連続的な空間のまちなみとして、地域を特徴づける、線的なつながりのある景観を「軸景観」として位置づけます。
取組方針	河川における景観形成 ・水とみどりのネットワーク形成にあたり、東除川、西除川、三津屋川等の水辺環境を維持・保全するとともに、活用を促進し施設整備（案内看板、サイン 等）を行うことで、快適で居心地が良く、自然環境を身近に感じられる景観の形成を進めます。 旧街道における景観形成 ・本市の歴史を踏まえた個性ある都市環境を形成するために、旧街道において、歴史や風土を感じながら散策等ができるよう、施設整備（案内看板、サイン）等を行い、歴史的景観の保全・活用に取り組みます。 幹線道路等における景観形成 ・幹線道路等主要な街路については、街路樹や緑地帯の適切な維持管理等を行い、みどり豊かな景観を形成するとともに、屋外広告物の適切な誘導及び違反広告物の撤去活動を推進し、まちの美化に取り組みます。

点景観	
位置づけ	まちなみを形成する要素として、地域を特徴づける、単体の施設や、小さく限定された範囲の景観を「点景観」として位置づけます。
取組方針	公園・緑地・ため池等における景観形成 ・施設等の緑化と適切な維持管理、公園・緑地、ため池等における水・みどりの適切な維持管理及び環境改善により、美しく潤いある景観を形成します。 施設内緑化における景観形成 ・市民協働によるみどりの維持管理や、緑化推進、地域の特性や市民意向を反映した樹木や草花の植栽など、施設や宅地の緑化を促進し、誇りと愛着を感じられる景観の形成をめざします。 歴史的建造物等における景観形成 ・三都神社、狭山神社、南海電鉄煉瓦造暗渠群等、様々な時代やテーマに応じた歴史的建造物の景観を保全・活用するとともに、それに調和するような周辺のまちなみを形成することで、一体的な景観形成に取り組みます。

(3) 歴史文化遺産 を活かしたまちづくりの推進

地域の貴重な資源である歴史文化遺産を維持・保全するとともに、これら資源を地域と連携しながら活用することで、歴史文化遺産をより身近なものとするため、その取組方針を次のとおり示します。

歴史文化遺産を活かしたまちづくり

取組方針

歴史文化遺産の保存・活用

- ・大阪狭山市歴史文化基本構想で位置づけた「狭山池」、「藩と陣屋」、「歴史街道」、「豊かに残る地名」、「鉄道の開通とニュータウンの開発」といったテーマごとに、本市の特徴ある歴史文化遺産とその周辺環境も含めて保全・活用を図ります。
- ・歴史文化遺産周辺の歩行者空間において、休憩施設、案内サイン、修景舗装等の環境整備を進めることで、歴史文化遺産を歩いてめぐることができ、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます。
- ・日本最古のダム式のため池である狭山池、式内社の狭山神社、信仰の道である高野街道、近世の狭山藩北条氏の陣屋、近代の狭山ニュータウン地区の開発など、時代ごとに残る歴史文化遺産を保存・活用するとともに、歴史文化遺産周辺の開発に際して、歴史的建造物、埋蔵文化財などの記録保存を継続して実施し、周辺整備の参考として活用します。
- ・天野街道については、市民と連携しながら、自然豊かな環境を保全・活用するとともに、狭山池とも一体に陶器山の歴史が感じられるまちづくりを進めます。

地域と連携した歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・市民協働による歴史文化遺産の調査や保全・活用に取り組むとともに、その価値が評価されている狭山藩陣屋跡、史跡狭山池等については、資源の公開を進め、歴史文化遺産をより身近なものとして捉えられる機会を増やします。また、これらの取組みを地域との交流のきっかけと捉え、地域全体で来街者を受け入れる環境形成やPRといったまちづくりを進めていきます。
- ・地域の意向などを踏まえ、歴史文化遺産周辺における案内誘導看板の設置や道路の美装化、すでに美装化が行われている街道については、維持管理及び必要に応じて更新等を進め、歴史文化遺産の価値を感じることができるまちづくりを進めます。

歴史文化遺産の発信

- ・歴史文化遺産の発信拠点として、市立郷土資料館の適切な維持管理に取り組むとともに、市民がより広く歴史文化遺産に触れることができるよう、府立狭山池博物館とも連携した、より充実した市民サービスを提供します。

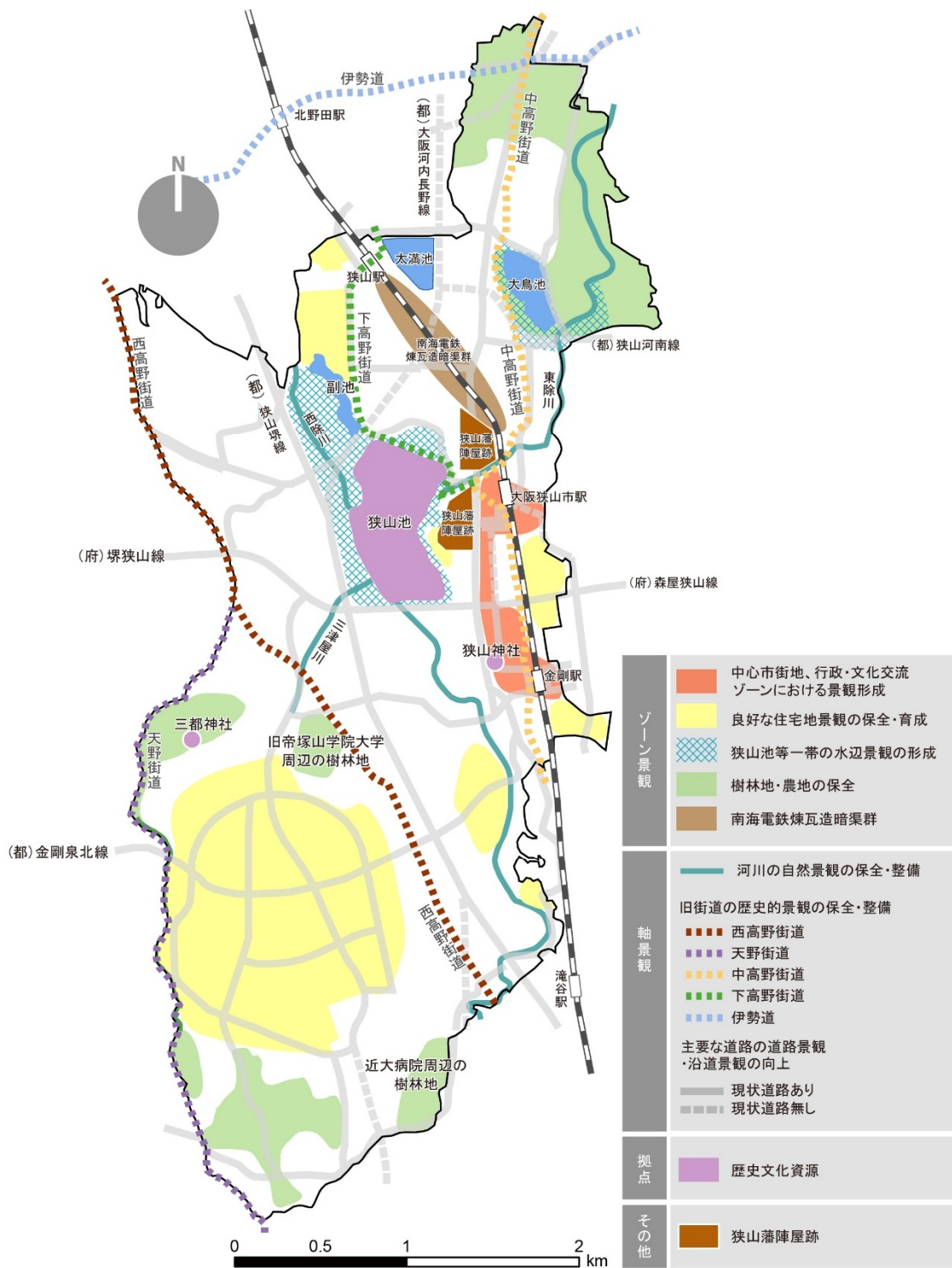


図 4-8 景観形成・歴史文化遺産を活かしたまちづくりの将来ビジョン

4 6 暮らしを支える各種施設に関する方針

(1) 暮らしを支える各種施設に関する基本的な考え方

都市空間における「暮らしを支える各種施設」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

計画的な整備と維持修繕、長寿命化と更新、再編

- ・市民の都市活動を支える基盤施設 及び公共施設については、持続可能な都市経営の視点も踏まえ、公共機能として必要な整備を計画的に進めます。また、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化、更新を進めるとともに、さらなる市民サービスの向上に向け、立地や施設のあり方について検討を行い、必要に応じ再編等の可能性についても整理を行います。

運営体制の合理化

- ・現在の市街地の範囲を今後も維持していくため、今ある施設の適切な維持管理、運営、活用が必要となります。一方、人口減少等により、維持管理に必要な財源は限られたものとなる中で、市民ニーズや都市課題の多様化・複雑化に対応するため、民間事業者や関係機関等と適切な連携・分担や公共空間の有効な活用に取り組むなど、合理的な運営体制の構築を進めます。
- ・市民が日常的に文化活動を展開し、自己実現を達成するために必要な身近な活動の場について、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、活用を促進します。
- ・屋内の公共施設だけでなく、公園や河川空間といったオープンスペース や空家・空地といった遊休空間についても、市民のニーズに応じて、活用ができる仕組みについて検討を進めます。

関連する SDGs



(2) 基盤施設 ・ 公共施設の適切なマネジメント

都市活動を支える基盤施設と公共施設を将来にわたって適切にマネジメントするため、その取組方針を以下に示します。

基盤施設・公共施設の維持、管理、運営	
取組方針	将来的な公共施設の維持運営のあり方に関する方針 ・ 既存の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化や統廃合を含め、将来的な維持管理のあり方を検討し、施設適正化について検討します。具体的な各施設の更新、機能の複合化、再編等については、その緊急性や地域のまちづくりの状況等を踏まえ、公共施設再配置方針として検討を進めます。
	市民協働・公民連携等による施設の整備と運営に関する方針 ・ 基盤施設や公共施設の整備、新たな機能導入にあたっては、市民ニーズを的確に捉え、PPP/PFI、包括的民間委託 など、市民協働・公民連携等による、効率的かつ効果的な施設整備、維持管理及び運営を検討します。 ・ 都市公園や各種施設に付帯する駐車場等については、受益者負担の適正化やサービス水準の向上に取り組むとともに、持続的な施設の維持管理や施設が存するエリア一帯の価値向上に向けた取組に必要な財源確保の手段として、有料化等も含めた運営のあり方について、検討を行います。 ・ 公園や街路樹等身近な公共施設の維持管理、保全、活用などを市民協働により取り組むことで、地域の魅力を身近に感じられる環境づくりを進めます。

(3) 暮らしを支える基盤施設の適切な維持管理等

都市における人びとの暮らしを支える基盤施設について、将来にわたり維持管理していくために、その取組方針を以下に示します。

基盤施設	
取組方針	道路・公園 ・ 道路、橋梁及び街路樹をはじめとする道路構造物、公園及び緑地における園路や樹木、遊具やベンチ等公園施設については、定期的に点検を行い、計画的な維持修繕及び長寿命化に取り組むとともに、必要に応じて更新及び再編を進めます。また、市民協働・公民連携による公共空間の有効活用に関する取組を進めます。

下水道

- ・雨水排水については、道路側溝や水路等の既存施設を活用しながら整備を進めており、下水道事業計画区域（下水道による雨水整備を行う区域）の整備率は、概ね 50%となっています。今後も継続して、浸水被害が発生した箇所を優先的に整備するとともに、狭山ニュータウン地区の都市幹線水路等老朽化が見られる施設については、計画的に維持修繕を進めていきます。
- ・汚水処理については、公共下水道の人口普及率が概ね 100%となっており、施設が概成していますが、将来にわたって本市の公共下水道を維持するため、既存の施設を適切に維持管理し、アセットマネジメント 手法に基づく改築更新を継続的に実施します。また、大規模地震等に備え、市内の緊急交通路 や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。これら取組みの実施にあたっては、包括的民間委託による手法や新たな情報通信技術の導入、管渠やマンホールの有効利用や水路の暗渠化にともなう表面利用など、下水道施設の有効活用等を効率的、効果的に進められるよう、その手法について検討を進めます。
- ・本市の汚水処理は、狭山水みらいセンターで処理しており、今後も適正に汚水が処理できるよう、大阪府と連携します。

上水道

- ・上水道に関する業務については、令和 3 年度（2021 年度）より、大阪府広域水道企業団により実施されていますが、本市の快適な生活環境と都市生活を支える基盤施設として、今後も安心・安定的な水道水の供給を継続されるよう働きかけます。

(4) 豊かな市民生活を支える公共施設のあり方

都市における人びとの暮らしを支える公共施設のあり方について、将来にわたり維持管理していくとともに、市民ニーズを踏まえた社会潮流の変化に対応した機能を維持・向上させるため、その取組方針を以下に示します。

公共施設	
取組方針	市民の活動・学びを支える施設 ・コミュニティセンターや大阪狭山市文化会館等、市民の文化活動を支える施設について、適切な管理運営や利用促進に取り組めます。 ・市立郷土資料館については、府立狭山池博物館との連携により、狭山池周辺エリアの魅力となるよう、情報発信等に取り組むとともに、多くの市民が集まり活動する拠点となるよう、狭山池公園との一体的な空間利用についても取組みを進めます。 ・図書館や公民館、社会教育センター、市民活動支援センターといった市民の学びやコミュニティ活動を支える施設については、適切な管理運営を基本としつつ、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。 スポーツ・レクリエーション施設 ・市民の健康増進やレクリエーションに寄与する市内のスポーツ施設については、適切な管理運営や利用促進に取り組めます。 ・総合体育館や市民総合グラウンド等については、施設が集積していることから、指定管理者制度の導入等によりエリア一帯の適切な管理運営に取り組むとともに、市民が利用しやすく、憩える空間の形成に取り組めます。 ・大野地区の大野テニスコートや第三青少年運動広場等の施設が集積するエリアについては、周辺の自然環境や運動広場等の活用など、市民が利用しやすく、市民の健康を支える空間となるような環境づくりを進めます。 教育・子育て支援施設 ・教育施設（幼稚園・小中学校）や子育て支援施設（保育所・子育て支援センター・こども園）については、適切な教育・保育環境を確保するため、「これからの学校園のあり方検討会」及び「これからの学校園のあり方検討委員会」での検討事項を踏まえ、学校園適正化方針の検討を行い、規模の適正化を進めます。 ・子育て支援センター“ぽっぽえん”、子育て支援・世代間交流センター“UP っぷ”のように広域を対象とする子育て支援施設の整備は、概ね充足したことを踏まえ、今ある施設の適切な管理

運営や利用促進に取り組みます。

保健・福祉施設

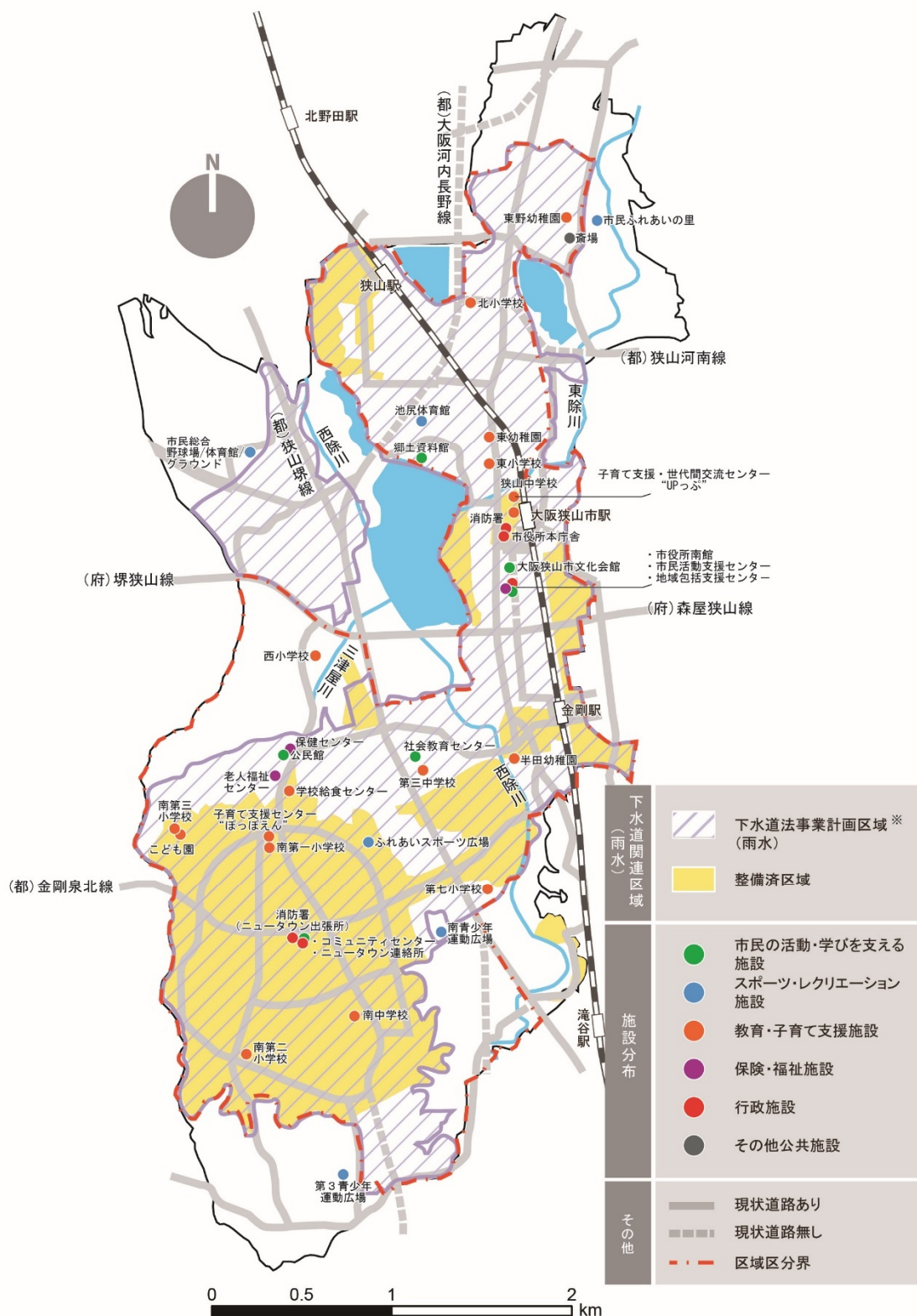
- ・保健センターや老人福祉センター、心身障がい福祉センター及び母子・父子福祉センター、地域包括支援センター等の福祉施設については、適切な管理運営を進めるとともに、すべての人にやさしいまちのモデルとなるよう施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン の導入を促進します。
- ・保健センターでは、子育て支援分野との連携等により、機能の複合化や利便性の向上に取り組みます。

行政施設

- ・市役所、ニュータウン連絡所等の行政窓口については、適切な管理運営を基本としつつ、より利便性の高い行政サービスをめざし、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。
- ・消防署については、堺市への消防事務の委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を進め、業務の一元化・効率化及び職員の専門化・高度化につがる体制を構築します。

その他公共施設

- ・斎場については、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、周辺地域の環境と調和した空間を形成するため、敷地北側の緩衝緑地 や西側の公園墓地の緑化を推進します。



下水道法事業計画区域：下水道による雨水整備を計画している区域。汚水処理については、公共下水道の人口普及率が概ね 100% となっており、施設が概成しています。

図 4-9 暮らしを支える各種施設の将来ビジョン